

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の解説

長野県建設部砂防課

令和4年12月5日

目次

第1章 総則

第1条	目的	1
第2条	定義	2
第3条	土砂等の盛土等を行う者の責務	3
第4条	土地の所有者の責務	4
第5条	土砂等を発生させる者の責務	5
第6条	県の責務	6
第7条	市町村との連携	6

第2章 土砂等の盛土等の許可等

第8条	土砂等の盛土等の許可	7
第9条	盛土等区域の土地の所有者の同意	12
第10条	周辺の住民に対する説明会の開催等	13
第11条	許可の申請	16
第12条	市町村長の意見の聴取	19
第13条	許可の基準等	20
第14条	許可の条件等	26
第15条	管理責任者の設置	27
第16条	標識の掲示等	28
第17条	土砂等管理台帳の作成等	29
第18条	土砂等の盛土等の完了の届出等	31
第19条	変更の許可等	33
第20条	譲受けの許可	35
第21条	地位の承継	36
第22条	土砂等の盛土等を行う者に対する命令	38
第23条	許可の取消し等	40
第24条	土砂等管理台帳等の保存	42
第25条	土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認	43
第26条	土地の所有者に対する勧告及び命令	43

第3章 土砂等搬入禁止区域

第27条	土砂等搬入禁止区域の指定	45
第28条	土砂等の搬入の禁止	47
第29条	土砂等搬入禁止区域の解除	48

第4章 雑則

第30条	報告徴収及び立入検査等	49
第31条	公表	50
第32条	許可等に関する意見聴取等	51
第33条	手数料	52
第34条	市町村の条例との関係	53
第35条	補則	54

第5章 罰則

第36条から第41条まで		55
--------------	--	----

附 則		58
-----	--	----

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等が発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

(趣旨)

規則第1条 この規則は、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、条例の目的を定めたものである。条例の解釈及び運用は、この目的に沿って行う。

この条例は、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として制定された。熱海市での災害を受け、長野県は市町村と連携して盛土総点検を実施した。その結果、直ちに土砂災害が発生する危険な盛土はなかったものの、必要な災害防止措置の実施が確認できない盛土も判明した。

既存の法令による規制では十分に対応できない事例も想定されたことから、土砂崩落の危険から県民の安全を確保するために、新たな盛土行為を一律に規制する条例を制定することとした。

以上の制定趣旨から、この条例は、土砂等の崩落等による災害の発生防止を目的とするものである。

また、この条例の目的から、外部への崩落等による災害発生のおそれがないことが明らかな盛土等（例えば屋内の盛土）については、運用上、条例による規制の対象外とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- (2) 盛土等 盛土、土地の埋立てその他の土砂等の堆積を行う行為をいう。
- (3) 崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。
- (4) 盛土等区域 土砂等の盛土等の用に供する土地の区域をいい、当該土砂等の盛土等のために設けられる通路、排水施設その他の施設がある場合にあっては、これらの施設がある土地の区域を含む。

1 「土砂等」とは、土、砂、^{れき}礫、^{れき}砂質土、^{れき}礫質土、シルト、粘土などあらゆる土砂である。また、岩石等が混入していても、全体として土砂とみなすことができる場合を含む。また、発生場所や有価物であるか否かを問わない。

なお、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の適用を受けるものについては、この条例で規定する土砂等には含まれない。

2 第2号について、「盛土等」とは、次のとおりである。

なお、「切土」は含まない。

- (1) 「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいう。
- (2) 「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいう。
- (3) 「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいい、いわゆる「仮置き」を含む。

3 第4号について、盛土等区域には、土砂等を直接堆積する土地だけではなく、周辺に設置される進入路、排水施設等の盛土等行為に関連する土地を含む。

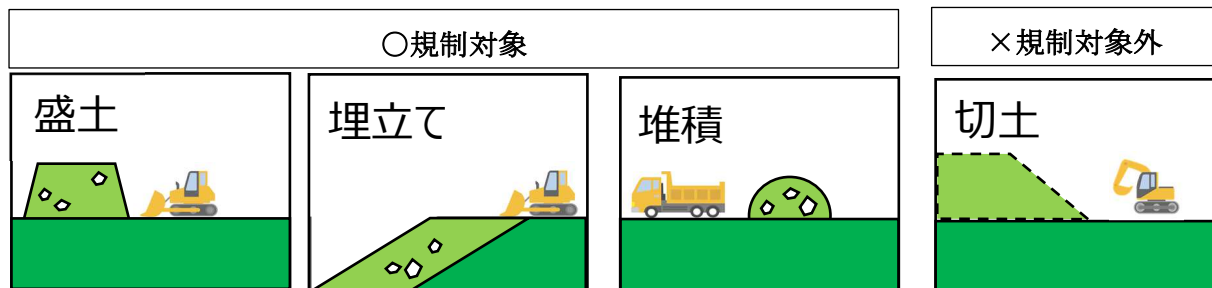


図 - 1 盛土等の考え方

(土砂等の盛土等を行う者の責務)

第3条 土砂等の盛土等を行う者は、土砂等の盛土等を行うに当たっては、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

本条は、土砂等の盛土等を行う者の責務を定めたものである。この責務は、土砂等の盛土等が許可を要するものであるか否かを問わず果たすべき責務である。

この条例では、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的として、特定の要件を満たす土砂等の盛土等を除き、原則として許可を要することとしている。

しかし、許可を受ける必要がない土砂等の盛土等であっても、災害の発生を防止する必要があることから、全ての土砂等の盛土等を行う者には、原因者として必要な措置を講ずる責務を有することを確認的に定めたものである。

(土地の所有者の責務)

第4条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われな
いよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を
適正に管理するよう努めなければならない。

本条は、土砂等の盛土等が行われる土地の所有者の責務を定めたものである。

所有地における土砂等の盛土等が適正に行われるように管理すべき努力義務を規定した。

この条例では、許可を申請するに当たり、土地所有者の同意を得ることを条件としている
ため、許可された土砂等の盛土等について、土地の所有者が把握していないということは想
定されない。

しかし、許可を要しない盛土等の場合や土地所有者が十分に実態を把握できないまま、土
砂等の盛土等を行う者が無秩序な土砂等の盛土等を行った後に、所在不明となった状況で崩
落等による災害が発生した場合には、土地の所有者がその管理責任を追及される可能性があ
る。

そこで、土地所有者がそのような事態に巻き込まれないよう注意喚起するために、土地所
有者自身が責任を持って当該土地を管理する義務を負うことを定めた。

もともと、盛土等の一義的な責任は直接盛土等を行った者にあること、また、土地所有者
は、土砂等の盛土等について専門的知識を有しているとは限らないことなどを考慮し、努力
義務にとどめたものである。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 事業活動に伴って土砂等を発生させる者は、その事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあつては、当該土砂等の盛土等を行う者に対し、当該土砂等による盛土等が適正に行われるために必要な情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

本条は、土砂等を発生させる者の責務を定めたものである。

この条例の目的である土砂等の崩落等による災害の発生を防止するためには、まずは盛土等に使用される土砂等の量を抑制することが求められる。

そこで、第1項で事業活動に伴って土砂等を発生させる者について、土砂等の発生の抑制、有効利用及び適正処理に係る努力義務を規定した。

第2項は事業活動に伴うか否かに関わらず、土砂等を発生させる者について、盛土等を行う者に対する、必要な情報提供、その他必要な協力を行う責務を規定したものである。

「必要な情報の提供その他必要な協力」とは、盛土等区域への建設発生土の搬入量及び搬入頻度等の調整及び盛土等を行う者が県に対して行う報告に必要な事項に関する情報提供などが挙げられる。

(県の責務)

第6条 県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

本条は、土砂等の盛土等に係る県の責務を定めたものである。

「必要な施策」としては、本条例の適切な運用に加えて、県内のパトロール、土砂等の盛土等に関わる事業者等に対する普及啓発等が挙げられる。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村と相互に情報を共有することにより、土砂等の盛土等の状況を把握し、市町村が土砂等の崩落等による災害の発生の防止に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

本条は、土砂等の盛土等に係る県と市町村との連携について定めたものである。

県は、必要な施策を総合的に推進するとともに、この条例に基づく許可、盛土等を行う者に対する命令、許可の取消し、立入検査等を適切に行うために、市町村と情報を共有することにより、盛土等の状況を把握する。

また、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市町村が、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、実施しようとする場合に、県が有する情報の提供、専門的技術に関する助言等により支援する。

第2章 土砂等の盛土等の許可等

(土砂等の盛土等の許可)

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の盛土等については、この限りでない。

- (1) 土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等（当該土砂等の盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が3,000平方メートル以上又は土地の高さが5メートル以上となるものを除く。）
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- (3) 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等の処分その他の行為による土砂等の盛土等であって規則で定めるもの
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の盛土等
- (5) その他規則で定める土砂等の盛土等

(土砂等の盛土等の許可を要しない者)

規則第2条 条例第8条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 東日本高速道路株式会社
- (8) 中日本高速道路株式会社

(許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の盛土等)

規則第3条 条例第8条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる処分等による土砂等の盛土等とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可
- (5) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可

- (7) 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 16 条の 8 第 1 項の許可（同項第 2 号に係るものに限る。）
- (8) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可
- (9) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の許可
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可（最終処分場に係るものに限る。）
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項の許可
- (13) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 22 条第 1 項の許可
- (14) 長野県砂防指定地管理条例（平成 14 年長野県条例第 57 号）第 3 条第 1 項の許可（許可を要しない土砂等の盛土等）

規則第 4 条 条例第 8 条第 5 号の規則で定める土砂等の盛土等は、次に掲げる土砂等の盛土等とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理として行う土砂等の盛土等
- (2) 森林法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 26 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の解除に伴い行う土砂等の盛土等
- (3) 土壌汚染対策法第 6 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の盛土等又は同法第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去として行う土砂等の盛土等
- (4) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の盛土等
- (5) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の盛土等
- (6) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の盛土等
- (7) 盛土等の土砂等の高さ（土砂等の盛土等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の盛土等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が 1 メートル以下の土砂等の盛土等

本条は、土砂等の盛土等について許可制を採用すること、また、一部の土砂等の盛土等については許可制の適用除外とすることを定めたものである。

- 1 一定規模を超える土砂等の盛土等について、無秩序な盛土等による当該土砂等の崩落や、地盤沈下による建造物の倒壊などにより県民の生活の安全が脅かされるおそれがある

ことから、許可制を採用し、県が許可した場合のみ土砂等の盛土等を行うことができるとしたものである。これにより、土砂等の盛土等について、その着手から完了までの一連の行為を県が適切に確認することにより、土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止することが可能となる。

もともと、土砂等の盛土等の規模が非常に小さく、崩落等が発生しても周辺への影響が非常に小さい場合や、既に災害の発生防止が図られている場合には、この条例による規制の必要性が少ないと考えられるため、そのような場合を規則第3条各号及び規則第4条各号に類型化し、県の許可を要しないとするものである。

- 2 第1号について、3,000 m²以上の土地又は高さ5 m以上で行われる土砂等の盛土等は、土量が多く、崩落等による災害が発生した場合の被害が大きくなることが予想されることから、許可制として盛土等行為を規制するものである。「3,000 m²以上の土地」とは、盛土等区域の面積ではなく、実際に土砂等が置かれる場所の面積をいう。「高さ5 m以上の土砂等の盛土等」とは、土砂等の盛土等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の盛土等によって生じる地盤の最も高い地点の垂直距離が5 m以上の土砂等の盛土等をいう。ただし、窪地の埋立て等、施工後に法面が生じない場合は、崩落等により明らかに外部へ流出するおそれが想定されないことから、地盤面の最も低い地点は、窪地の底面ではなく、埋立て前の窪地の辺縁部をもって判断する。

土砂等の盛土等が行われる土地が複数あり、一団の土地と認められる場合であって、その面積又は高さの合計が3,000 m²又は5 m以上となる場合には許可が必要となる。

一団の土地として扱われるか否かは、当該土地が物理的、機能的、主体的に一体性を有しているか等により総合的に判断されるものである。

<参考：各一体性の判断の目安>

○ 物理的一体性

対象となる土地が接しており、ひとまとまりとなっているか。例えば、同一事業者が盛土等の間に数メートルの緩衝帯を置く場合であっても、一団の土地として判断することができる。

○ 機能的一体性

2つ以上の土地の土砂等の盛土等が一連の計画（作業道路などの共用等）のもとに、時期、目的等について密接な関連を持っているか。

○ 主体的一体性

同一の個人、法人が行うものか。

- 3 第2号について、国又は地方公共団体が行う土砂等の盛土等は、国又は地方公共団体が直接事業計画を策定し基準を遵守するため、許可を要しない。

また、国又は地方公共団体が土砂等の盛土等を発注する場合も、国又は地方公共団体が責任をもって事業を管理・監督するものであることから、許可を要しないとするものである。

また、国又は地方公共団体に準じる団体として規則で定めた各種団体についても、国又は地方公共団体と同等の責任と、技術的基準を遵守する能力を有する者と考えられるため、同様に許可を要しないとしている。

4 第3号について、他法令等の許可等に基づき行われる土砂等の盛土等については、当該法令等の所管部局により適切な指導及び監督が見込まれ、当該法令等で規定された許可基準を遵守することで災害の発生を防止することが可能であることから、そのような法令等の許可等に基づき行われる土砂等の盛土等について許可を要しないとしている。

5 第4号について、非常災害時の応急措置として行われる土砂等の盛土等とは仮復旧や二次災害防止のための土砂等の盛土等のほか、崖崩れなどにより生じた土砂等の一時的な仮置きについては、許可を要しないとしている。

応急措置として行うものであり、短期間かつ必要最小限のものとする。ただし、移動先の確保が困難である等、真にやむを得ない事情がある場合の土砂等の仮置きについては、「短期間かつ必要最小限」を超えるものであっても、許可を要しないとしている。

6 第5号について、災害の発生のおそれが少ない土砂等の盛土等についてはこの条例で規制する必要がないことから、そのような土砂等の盛土等は許可を要しないとし、規則第4条で列挙している。

運動場の機能を維持するために行う土砂等の盛土等とは、利用者が安全に運動を行うことができることを目的とした盛土等をいい、駐車場の機能維持するために行う土砂等の盛土等とは、車両が円滑かつ安全に走行し、駐車することができるようにするための盛土等をいう。

その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の盛土等には、道路、線路の機能を維持するために行う土砂等の盛土等も含まれるものとしている。

7 第6号について、コンクリートを製造するための砕石や砂等及び陶器を製造するための粘土やガラスの原材料である珪砂等^{けい}を想定している。

製品としての土砂等には、採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時堆積した土砂等も含まれるものとしている。

8 高さ制限について

傾斜地において土砂等の盛土等が行われる場合には、薄く土を敷き均^{なら}したとしても垂直距離が1m以上となることもある。このような場合には、規則第4条第7号に該当せず、許可が必要となる（図-2参照）。

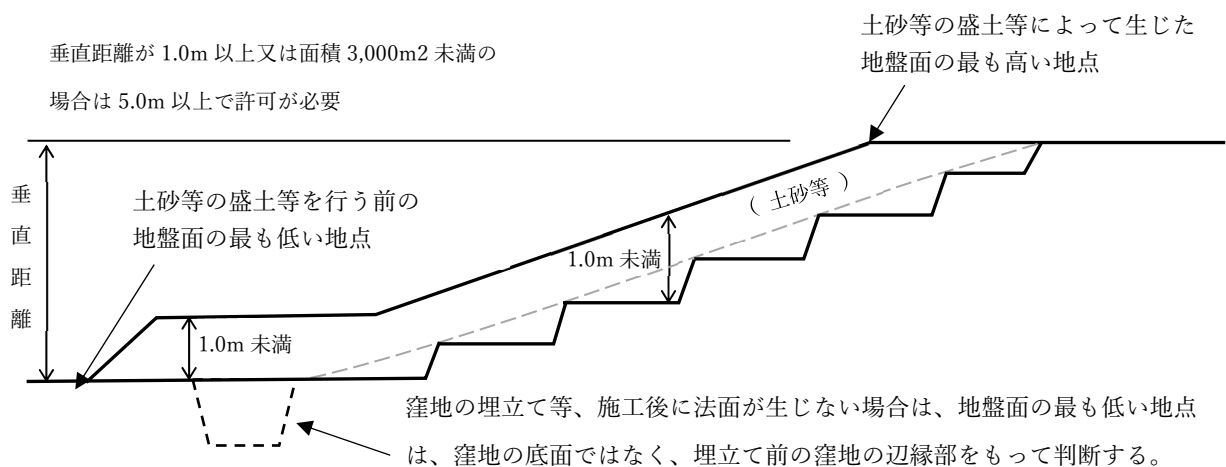


図 - 2 高さの考え方

9 補足：公有水面の埋立てについて

公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立てについては、当該水面の埋立て終了後、竣功の手続きを経てはじめて「土地」となる。条例においては、規制する土砂等の「盛土等」について、第2条第2号において、「盛土、土地の埋立てその他の土砂等の堆積を行う行為」と定義している。公有水面の埋立ては、「土地」となる前の段階であることから、条例の規制対象行為には該当せず、許可は要しない。

(盛土等区域の土地の所有者の同意)

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

本条は、この条例の規定による許可を申請する場合には、あらかじめ盛土等区域の土地の所有者の同意を得なければならない旨を定めたものである。

土地の所有者が把握していない間に、無秩序な土砂等の盛土等が行われることを防止することを目的としている。

無秩序な盛土等は、相続関係の複雑化、所有法人の休眠化など土地所有者の管理責任があまりない場合や、土地所有者が遠隔地に居住し、頻繁に状況を確認できない場合に生じうる。

こうした事案を未然に防止するために、土地所有者からの同意を得ることを許可申請の条件とした。

これにより、土地の所有者は、その所有地で土砂等の盛土等が行われることをあらかじめ把握することができることから、土地の所有者が第4条で規定する土地所有者の責務を果たすことができるものである。

(周辺の住民に対する説明会の開催等)

第 10 条 申請者は、当該許可の申請日から起算して 30 日前までに、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第 1 項又は第 2 項の申請書（以下この項及び次項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を盛土等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日（前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日）から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 申請者は、第 1 項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

(周辺の住民に対する説明会の開催等)

規則第 5 条 条例第 10 条第 1 項（条例第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。次項から第 5 項までにおいて同じ。）の周辺地域は、盛土等区域の隣接地、盛土等区域の属する自治会に係る区域その他知事が必要と認める区域とする。

2 条例第 10 条第 1 項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。

3 条例第 10 条第 1 項ただし書の申請者の責めに帰することのできない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 申請者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

4 条例第 10 条第 1 項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第 11 条第 1 項の規定による申請の場合 同項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を記載した書類

(2) 条例第 11 条第 2 項の規定による申請の場合 同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

を記載した書類

(3) 条例第 19 条第 1 項の規定による変更の許可の申請の場合 同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を記載した書類

5 条例第 10 条第 1 項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供

(2) 申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示

6 前項の規定は、条例第 19 条第 3 項において準用する条例第 10 条第 1 項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「申請書」とあるのは、「条例第 19 条第 2 項の申請書」と読み替えるものとする。

7 条例第 10 条第 3 項（条例第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 盛土等区域の位置

(3) 説明会の周知に関する次に掲げる事項

ア 周知の方法

イ 周知をした区域

(4) 説明会の開催に関する次に掲げる事項

ア 日時及び場所

イ 参加者数

ウ 説明内容及び説明を行った者の氏名（法人にあっては、氏名及び役職名）

8 条例第 10 条第 3 項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 説明のために使用した資料

(2) 説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録

(3) 意見書

9 条例第 10 条第 3 項の書面は、説明会ごとに作成するものとする。

本条は、盛土等区域の周辺の住民に対する説明会について定めたものである。

土砂等の崩落等による災害が発生した場合に被害を受けるのは、盛土等が行われた土地の周辺に住む住民である。そのような住民の不安を取り除くため、土砂等の盛土等を行う者に対し、盛土等区域の周辺の住民へ土砂等の盛土等の計画の概要を周知させるための説明会の開催を義務付けている。

1 住民への説明会の対象とする「地域」は、いわゆる自治会や町内会の単位を基本とする。

また、「周辺」とは、盛土等区域からの土砂等の崩落、飛散又は流出の可能性がある地域

である。具体的には、盛土等区域と直接に接する地域（盛土等区域と隣接する、又は盛土等区域の属する自治会等）だけでなく、地理的に隣接自治会等と同視しうる地域を含む。このほか、「知事が必要と認める区域」（規則第5条第1項）として、谷を埋めるなど、下流域に盛土等の土砂等が流出するおそれがある場合には、下流域の自治会等も含む。

- 2 説明会は申請日から起算して30日前までに実施し、説明会ごとにその開催状況や説明内容等を記載した書面を作成しなければならない。
- 3 説明を受けた住民は、意見書の提出により、申請者に対し意見を述べることができる。

(許可の申請)

第 11 条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂等の盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量
- (6) 土砂等の盛土等を行う期間
- (7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者（第 15 条において「管理責任者」という。）の氏名
- (8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 8 号までに掲げる事項
- (2) 年間の土砂等の盛土等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) その他規則で定める事項

3 前 2 項の申請書には、第 9 条の同意を得たことを証する書面、前条第 2 項の意見書、同条第 3 項の書面、盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の申請)

規則第 6 条 条例第 11 条第 1 項第 9 号及び同条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
- (2) 申請者が条例第 13 条第 1 号のキに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所）
- (3) 申請者に条例第 13 条第 1 号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
- (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

2 条例第 11 条第 3 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第 11 条第 1 項の申請書 次に掲げる書類

ア 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)

イ 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し

ウ 申請者が条例第 13 条第 1 号のキに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

エ 申請者に条例第 13 条第 1 号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

オ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)

カ 申請者が条例第 13 条第 1 号のアからケまでに該当しないことを誓約する書類

キ 土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次に掲げる書類

(ア) 法人にあっては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(イ) 個人にあっては、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(ウ) 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類

(エ) 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類

ク 盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

ケ 盛土等区域の現況平面図及び現況断面図

コ 盛土等区域の測量図及び求積図

サ 盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

シ 盛土等区域の流域図

ス 土砂等の盛土等に使用される土砂等の量の計算書

- セ 土砂等の盛土等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、安定計算書
 - ソ 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - タ 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類
 - チ 排水施設の平面図及び断面図
 - ツ 土砂等の盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類
 - テ その他知事が必要と認める書類
- (2) 条例第 11 条第 2 項の申請書 次に掲げる書類
- ア 前号のアからシまで及びタからツまでに掲げる書類
 - イ 土砂等の堆積が最大となった場合の盛土等区域の平面図及び断面図
 - ウ その他知事が必要と認める書類

本条は、許可の申請の際に必要な事項について定めたものである。

次条に規定する許可の基準との適合や土砂等の盛土等を行う能力の有無についての審査のための必要な事項をまとめている。

- 1 この条例の規定に基づく許可の申請をする場合は、本条に規定する事項を記載した申請書のほか、規則第 6 条に掲げる書類を添付しなければならない。
- 2 第 11 条第 1 項は、盛土又は埋立てを行う場合、同条第 2 項は堆積を行う場合の申請書について規定している。
第 1 項では、土砂等を搬入した後に土地の形質変更がなく、第 2 項では、断続的な土砂等の搬入出が予定され、許可の審査に必要な事項に違いが生じることから、それぞれ区別して規定したものである。
- 3 貸借対照表等を提出させることで、申請者に盛土等の事業を完遂するための資金的能力があるか否かを確認している。これは、盛土等の事業が中断放置されることなく、適正に完遂されることを確保しようとするものである。

(市町村長の意見の聴取)

第12条 知事は、第8条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に関係のある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村長の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地からの意見を聴かなければならない。

本条は、条例第8条に基づく許可の申請がされた場合の市町村長への意見聴取について定めたものである。

条例第8条の規定に基づく許可の申請がされた場合は、県は当該申請に関係のある市町村の長に土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地からの意見を聴くこととしている。

市町村長の意見は、正確に把握するために、文書で提出するよう依頼する。

(許可の基準等)

第13条 知事は、第8条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第18条第3項又は第23条第3項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。）

イ 第22条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キ及びクにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）

エ 第23条第2項の規定により土砂等の盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの

ク 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が、申請に係る土砂等の盛土等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有すること。

(3) 第9条の同意を得ていること。

(4) 第11条第1項第8号の計画で定める土砂等の盛土等を行う土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の盛土等に供する施設の構造が、土砂等の崩落等による災害の発

生のおそれがないものとして規則で定める基準を満たしていること。

(不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)

規則第7条 条例第13条第1号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第8条の許可の申請前10年間に森林法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して2回以上罰金以上の刑に処せられた者
- (2) 条例第8条の許可の申請前10年間に条例第23条第1項(同項第4号及び第5号に係る部分を除く。)の規定により2回以上許可を取り消され、その最後の取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る長野県行政手続条例(平成8年長野県条例第1号)第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)
- (3) 県の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者(当該処分による義務を履行した者を除く。)
 - ア 砂防法(明治30年法律第29号)第29条の規定による処分
 - イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分
 - ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分
 - エ 宅地造成等規制法第14条第1項の規定による処分
 - オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分
 - カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分
 - キ 条例第22条又は第23条第2項の規定による処分
 - ク 市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分
- (4) 県の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる処分を受けた者
 - ア 採石法第32条の10第1項、第33条の9、第33条の12又は第33条の13の規定による処分
 - イ 河川法第75条第1項の規定による処分
 - ウ 砂利採取法第12条第1項、第23条第2項又は第26条の規定による処分
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3(同法第14条の6において準用する場合を含む。)、第14条の3の2第1項若しくは第2項(同法第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の4第1項(同法第19条の10において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項又は第19条の11第1項の規定に

よる処分

オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定による処分

カ 土壌汚染対策法第 25 条の規定による処分

(使用人)

規則第 8 条 条例第 13 条第 1 号のク及びケの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

規則第 9 条 条例第 13 条第 4 号の規則で定める基準は、条例第 8 条の許可に係る土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあつては別表第 1 に掲げるとおりとし、一時堆積である場合にあつては別表第 2 に掲げるとおりとする。

(別表第 1) (第 9 条関係)

1	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないよう、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
2	盛土等の土砂等とこれに隣接する地山との間には、雨水その他の地表水が貯留されることにより土砂等の崩落等による災害の発生のおそれのある窪地を生じさせないこと。
3	盛土等区域の土地の勾配が 15 度以上の場合、土砂等の盛土等を行う前の地山と土砂等の盛土等に使用される土砂等とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置が講じられていること。
4	盛土等の土砂等の高さ及び法面 <small>のり</small> （擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、付表第 1 の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の盛土等の土砂等の高さの欄及び法面の勾配の欄に定めるものであること。
5	盛土等の土砂等の高さが 15 メートルを超える場合は、安定計算のほか、類似の土質の条件における施工実績等を踏まえ盛土等の土砂等の安定性について十分検討すること。
6	擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37

	年政令第 16 号) 第 6 条から第 10 条までの規定に適合すること。
7	盛土等の土砂等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、盛土等の土砂等の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設け、当該小段及び法面には必要に応じて雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
8	雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設（その勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものに限る。）が設置されていること。
9	地下水等により土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがある場合には、地下水等を盛土等の土砂等の外に排出できるよう、水平排水層、地下排水溝その他の地下排水工が設置されていること。
10	土砂等の盛土等の完了後の盛土等の土砂等に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の措置が講じられていること。
11	法面の下部については、湧水等を確認するとともに、必要に応じて、かご工等の構造物の設置を検討すること。また、法面の末端が流水に接触する場合には、盛土等の土砂等の高さにかかわらず、法面を永久工作物で処理すること。
12	法面は、石張り、芝張り等により風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
13	盛土等区域（土砂等の盛土等により生じる法面は除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散及び流出防止のための措置が講じられていること。

(別表第 2) (第 9 条関係)

1	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないよう、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
2	雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な仮設の排水施設（その勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものに限る。）が設置されていること。
3	盛土等区域の土地の勾配は、垂直 1 メートルに対する水平距離が 10 メートル以上であること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがな

	いものとして知事が認める場合は、この限りでない。
4	盛土等区域と隣接地との間に、付表第2の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
5	盛土等の土砂等の高さが5メートル未満であること。
6	土砂等の盛土等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

(付表第1)

土砂等の区分	盛土等の土砂等の高さ	法面の勾配	
1 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	(1) 安定計算を行った場合	15メートル以下 (安定計算により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。)	安全が確保される勾配
	(2) (1)以外のもの	10メートル以下 (火山灰質粘性土にあつては、5メートル以下)	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
2 1以外のもの	15メートル以下であつて、安定計算を行い安全が確保される高さ(安定計算により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。)	安定計算を行い、安全が確保される勾配	

(付表第2)

盛土等区域の面積	保安地帯の幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上

10 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満	20 メートル以上
20 ヘクタール以上	30 メートル以上

本条は、許可の基準について定めたものである。

- 1 第1号について、欠格要件を定めたものであり、この号で定める規定に該当する者は、土砂等の盛土等を適正に実施することが期待できない者として不許可とする。
 - (1) 既に許可を受けて行った土砂等の盛土等に係る義務を果たさず、又は当該許可に対する行政処分を受けた者は、適正に土砂等の盛土等を行うことが期待できないことから、別の新規の許可の申請をしたとしても、これを不許可とする（アからエまで）。
 - (2) この条例又は土砂等の盛土等に関連する法令等の規定に違反し、罰金以上の刑又は行政処分を受けた者は、法令遵守の精神や適切に盛土等を行う能力に欠けていると判断されることから、該当する者からの許可の申請は不許可とする（オ）。
- 2 第2号について、許可を受けるためには土砂等の盛土等を行うために必要な経費を調達できる十分な見込みのあることが必要である。資力の有無は、規則第6条第2項第1号のキに規定する書類により判断することとしている。
- 3 第3号について、許可を受けるためには盛土等区域の土地の所有者の同意を得ていることが必要である。
- 4 第4号について、土砂等の盛土等に係る技術的な構造基準については、別表のほか、別途制定している「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に係る技術的基準」によるものとする。

(許可の条件等)

第14条 第8条の許可には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 第8条の許可を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

本条は、この条例に規定する許可基準のほかに、個別具体的な条件を付して許可できることを定めたものである。

この条例で規定する許可基準は一般的に満たすべき基準であることから、許可申請に係る盛土等区域の立地条件や周辺の環境等により個別に対応すべき事情が生じることも考慮し、災害の発生を防止するために必要な範囲で許可の条件を付することができることとしたものである。

(管理責任者の設置)

第15条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域ごとに、管理責任者を置かなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る盛土等区域における土砂等の崩落等による災害の発生の防止のために必要な施工の管理をさせなければならない。

本条は、土砂等の盛土等について、適切な事業の実施を確保するために管理責任者を明確にすることを定めたものである。

- 1 管理責任者は、施工者又はその使用人に限る。
- 2 第8条の許可を受けた者は、管理責任者を盛土等区域に必ずしも常駐させる必要はないが、有事の際に迅速に対応できるように管理責任者といつでも連絡が取れる体制を整えておかなければならない。
- 3 管理責任者は、土木施工管理技士等の有資格者であることが望ましいが、資格の有無は求めている。

(標識の掲示等)

第 16 条 第 8 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第 8 条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(標識)

規則第 10 条 条例第 16 条第 1 項の標識の大きさは、縦 90 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上とする。

2 条例第 16 条第 1 項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可を受けた者の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先
- (2) 許可年月日、許可番号及び許可をした者
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (4) 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の盛土等の期間
- (5) 管理責任者の氏名及び連絡先
- (6) 盛土等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先

本条は、盛土等区域に掲示する標識及び土砂等の盛土等を行う土地に係る境界標の設置義務について定めたものである。

1 第 1 項について、標識の掲示は周辺の住民への周知のため行うものである。本条の規定に違反した場合は、第 23 条に規定する許可の取消し等の対象となる。

また、盛土等区域の公衆の見やすい場所とは、例えば、土砂等の搬入車両の出入り口付近が考えられる。

2 第 2 項について、許可基準の適合性を確認するためには、土砂等の盛土等を行う土地の境界を明らかにする必要があることから、第 8 条の許可を受けた者に対し、境界標の設置を義務付けている。

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量（当該土砂等の盛土等が盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬出の量。次項において同じ。）その他規則で定める事項を記載した台帳（以下「土砂等管理台帳」という。）を作成しなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(土砂等管理台帳)

規則第11条 条例第17条第1項の土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月における次項各号に掲げる事項を記載しておかななければならない。

2 条例第17条第1項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (4) 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の盛土等の期間
- (5) 搬入された土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(土砂等の盛土等に使用された土砂等の量の報告)

規則第12条 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 土砂等の盛土等が一時堆積でない場合 次に掲げる事項
 - ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 許可年月日及び許可番号
 - ウ 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
 - エ 土砂等の盛土等の期間
 - オ 報告に係る期間
 - カ 報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計
 - キ 報告に係る期間中に使用された土砂等の量
 - ク 報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計
- (2) 土砂等の盛土等が一時堆積である場合 次に掲げる事項
 - ア 前号のアからウまで及びオに掲げる事項

- イ 報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計
- ウ 報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量
- エ 報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計

2 条例第 17 条第 2 項の報告は、前項第 1 号又は第 2 号の事項を記載した書面に、同条第 1 項の土砂等管理台帳の写しを添付してしなければならない。

3 条例第 17 条第 2 項の報告は、土砂等の盛土等の期間を 3 月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から完了又は廃止した日までの間をいう。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間経過後 20 日以内に行うものとする。

本条は、土砂等管理台帳の作成義務及び県への定期的な報告義務について定めたものである。

1 第 1 項について、土砂等の盛土等の進捗管理の状況を把握するために、土砂等管理台帳の作成義務を規定したものである。

土砂等管理台帳の記載事項は、搬入する土砂等の量が盛土等の行われる土地の許容量を超えていないかを管理するために必要なものであるが、堆積の場合には、搬入される土砂等の量だけでなく、搬出される土砂の量も管理する必要があることから、この場合には、土砂等の搬出量を併せて記載させることとしている。

2 第 2 項について、許可権者である県においても土砂等の盛土等の進捗を把握する必要があるため、3 月ごとに県へ土砂等の搬入量及び搬出量を報告する義務を規定したものである。

この報告により、第 18 条に規定する廃止の該当性並びに第 23 条に規定する許可の取消処分必要性を判断することとなる。

(土砂等の盛土等の完了の届出等)

第 18 条 第 8 条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の盛土等が第 8 条の許可の内容（第 14 条第 1 項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を含む。次項において同じ。）及び第 13 条第 4 号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、第 8 条の許可の内容及び第 13 条第 4 号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等の盛土等の完了の届出等)

規則第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行った土地の面積
- (4) 土砂等の盛土等の期間
- (5) 土砂等の盛土等を完了し、又は廃止した年月日
- (6) 土砂等の盛土等を行った土地及び土砂等の堆積の形状
- (7) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

本条は、土砂等の盛土等を完了又は廃止した際の届出について定めたものである。

1 この条例における土砂等の盛土等の完了及び廃止の定義は次のとおりである。

(1) 完了

土砂等の盛土等が、許可の申請の内容のとおりに行われ、更なる盛土等が行われない状態に至ること。

(2) 廃止

土砂等の盛土等が、許可の申請の内容に沿って施工されているものの、完成せずに中断し、そのまま当該盛土等を終了すること。

2 第 1 項について、第 8 条の許可を受けた者は、土砂等の盛土等を完了又は廃止した日から 30 日以内にその旨を届け出ることを義務付け、届け出なかった場合には罰則の対象とし

ている。(条例第 40 条第 1 項)

- 3 第 1 項について、第 8 条の許可を受けた者が廃止の届出をせず、理由なく 1 年以上引き続き土砂等の盛土等を行わなかった場合には、当該許可が取り消されることがある。(条例第 23 条第 5 号)
- 4 第 3 項について、土砂等の盛土等を完了又は廃止した者は、当該盛土等に係る土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。これらの措置を講じていない場合には、第 22 条第 3 項に規定する命令の対象となるものである。
- 5 この条例による規制の範囲は、土砂等の盛土等を完了するまでの行為であり、土砂等の盛土等が適切に行われ、完了した時点で盛土等の土砂等が第 8 条の許可の内容（第 14 条第 1 項の規定により条件が付された場合にあつては、当該条件を含む。）及び第 13 条第 4 号に掲げる基準に適合しているならば、その時点をもってこの条例による規制は終了し、以後は一般的な土地所有者としての責務に委ねることとなる。

(変更の許可等)

第 19 条 第 8 条の許可を受けた者は、当該許可に係る第 11 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更の内容

(3) その他規則で定める事項

3 第 9 条、第 10 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、変更の許可について準用する。この場合において、第 9 条中「当該申請が、第 11 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項について、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「第 19 条第 2 項各号」と、第 10 条第 1 項中「次条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「第 19 条第 2 項」と読み替えるものとする。

4 第 8 条の許可を受けた者は、第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から 30 日以内に、その旨その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(変更の許可の申請等)

規則第 14 条 条例第 19 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

(2) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）

(3) 土砂等の盛土等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

(4) 管理責任者の氏名の変更

(5) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）

(6) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の変更

2 条例第 19 条第 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 6 条第 2 項第 1 号又は同項第 2 号のイ若しくはウに掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るもの

(2) 変更の許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第 9 条の同意を得たことを証する書面

- 3 条例第 19 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。
- (1) 許可年月日及び許可番号
 - (2) 盛土等区域の位置
 - (3) 変更の理由
- 4 条例第 19 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 許可年月日及び許可番号
 - (3) 盛土等区域の位置
 - (4) 変更の内容
 - (5) 変更の理由
- 5 条例第 19 条第 4 項の届出は、第 6 条第 2 項第 1 号又は同項第 2 号のイ若しくはウに掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

本条は、許可の申請の際に申告した事項に変更があった場合に、変更内容に関する許可申請の規定を定めたものである。

変更の内容が軽微な場合には、許可の申請によらず軽微変更の届出書の提出で足りることとしている。

第 1 項について、土砂等の盛土等の態様を変更する場合には、土砂等の盛土等による崩落等の危険性を改めて審査する必要があることから、許可の申請を義務付けているものである。

ただし、規則第 14 条において、土砂等の盛土等による崩落等の危険を減少させる、或いは土砂等の盛土等の施工に支障がない変更の場合には、軽微な変更の届出で足りることとしている。

(譲受けの許可)

第 20 条 第 8 条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「譲受けの許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第 8 条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他規則で定める事項

(譲受けの許可の申請)

規則第 15 条 条例第 20 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等区域の位置
- (2) 土砂等の盛土等を行う土地の面積（既に土砂等の盛土等が行われた土地の面積を含む。）
- (3) 管理責任者の氏名
- (4) 譲受けの理由

2 条例第 20 条第 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第 6 条第 2 項第 1 号のアからキまでに掲げる書類
- (2) 譲受けの許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあつては、条例第 9 条の同意を得たことを証する書面
- (3) 譲受けの事実を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

本条は、第 8 条の許可を受けて土砂等の盛土等を行う者が当該盛土等に係る事業を譲り渡す場合に、当該事業を譲り受けた者が許可を申請しなければならないことを定めたものである。

第 1 項について、第 8 条の許可に係る事業が譲渡された場合、事業内容に変更はないものの事業譲渡により組織的なつながりのない事業者が事業を展開することになる。このため、譲り受けようとする者が許可基準に適合しているか否かを改めて審査する必要があることから、譲り受けようとする者が、県による審査を受けるものである。

土砂等の盛土等について主体者が代わるため、従前の許可を廃止し、新たに許可の申請を要する方法もあるが、事業の譲受けの場合には、土砂等の盛土等の施工に関する計画や設備に変更はないため、これらに関する新たな審査手続を軽減している。

(地位の承継)

第 21 条 第 8 条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、当該許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継があった日から 30 日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
所の所在地）

(2) 第 8 条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) その他規則で定める事項

2 前項前段の規定により第 8 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(地位の承継の届出)

規則第 16 条 条例第 21 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 盛土等区域の位置

(2) 土砂等の盛土等を行う土地の面積（既に土砂等の盛土等が行われた土地の面積を含む。）

(3) 管理責任者の氏名

(4) 承継の理由

2 条例第 21 条第 1 項の届出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。この場合において、第 6 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号のアからカまでの規定中「申請者」とあるのは、「条例第 21 条第 1 項の規定による届出を行う者」と読み替えるものとする。

(1) 第 6 条第 2 項第 1 号のアからキまでに掲げる書類

(2) 承継の事実を証する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

本条は、第 8 条の許可を受けた者について、一般承継（相続並びに合併及び分割）があったときの地位の承継について定めたものである。一般承継があった場合には承継があった日から 30 日以内に必要な事項を届出なければならないとしている。

1 第 1 項について、一般承継は民法又は会社法の規定によりなされるもので、この条例で

承継の可否を判断するものではないため、一般承継について第 20 条の規定のように許可制とすることは適当ではない。

一方で、一般承継の事実については当事者からの申告がなければ県で把握することができず、一般承継に係る承継人の欠格要件該当性等について県が審査する機会が失われるおそれがあることから、一般承継があった場合には承継人が届け出る義務を負うとしたものである。

- 2 第 2 項について、県が本条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る一般承継の承継人について審査し、承継人が欠格要件に該当する場合には、第 8 条の許可を取り消すこととなる。

(土砂等の盛土等を行う者に対する命令)

第 22 条 知事は、土砂等の盛土等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の盛土等に係る第 8 条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第 8 条、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定に違反して土砂等の盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第 18 条第 3 項又は次条第 3 項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき（第 1 項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第 8 条の許可を受けた者に係る土砂等の盛土等が、第 13 条第 4 号に掲げる基準に適合しないと認めるとき（第 1 項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

本条は、土砂等の盛土等を行う者に対し必要な措置を講ずべきことを命じることを定めたものである。緊急性、施工状況及び許可取得状況により類型化している。

1 第 1 項について、第 8 条の許可を受けた者に対して、許可基準に係る違反がなくとも、災害の発生を防止するための緊急性が認められる場合には、災害の発生の防止のために必要な措置を講じることを命令できるとしたものである。

2 第 2 項について、無許可で土砂等の盛土等を行った者に対して、災害の発生を防止するための緊急性がなくとも、災害の発生の防止のために必要な措置を講じることを命令できるとしたものである。

3 第 3 項について、第 8 条の許可を受けて土砂等の盛土等を行った者のうち完了の届出をした者及び許可を取り消された者について、災害の発生を防止するための必要な措置を講じていない場合には、措置を講じることを命令できるとしたものである。

4 第 4 項について、許可に係る事業の施工中であって、許可基準に違反していることが認められる場合には、必要な措置を講じること、又は相当期間の事業停止を命令できるとしたものである。

- 5 本条の規定による命令に従わず、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがある場合であって、行政代執行法第2条の要件に該当する場合には代執行の手続が執られることになる。

※ 参考

行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）抜粋

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(許可の取消し等)

第23条 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けたとき。
- (2) 第13条第1号のオ又はカに該当するに至ったとき。
- (3) 第13条第1号のキからケまで（同号のオ又はカに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第8条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の盛土等に着手しないとき。
- (5) 正当な理由なく1年以上引き続き第8条の許可に係る土砂等の盛土等を行わないとき。
- (6) 前条及び次項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

- (1) 第14条第1項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 第19条第1項の規定により変更の許可を受けなければならない事項を変更の許可を受けずに変更したとき。
- (3) 第15条から第17条までの規定に違反したとき。

3 第1項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

本条は、第8条の許可を受けた者が、許可基準に反するなど適正な土砂等の盛土等を行うことができなくなった場合に当該許可を取り消し、又は盛土等の停止を命じることができることを定めたものである。

1 第1項について、各号の内容は以下のとおりである。

第1号 許可不正取得

第2号 欠格要件該当

第3号 法定代理人、役員、使用人の欠格要件該当

第4号 土砂等の盛土等の未着手（3年間）

第5号 土砂等の盛土等の休止（1年間）

第6号 命令違反

上記の規定に該当する場合は、許可の取消しの対象となる。

第4号及び第5号の規定について、土砂等の盛土等に着手せず、又は着手後に放置した

まま長期間が経過すると、審査時点の状況と比べて土地の権利関係や周辺環境が変化していることが想定され、土砂等の適正処理が阻害されたり、災害の発生のおそれが大きくなったりするなどの問題が生じやすくなることから、一定期間盛土等行為が滞っている場合には許可を取り消すこととしたものである。

第5号に関連して、土砂等の盛土等を中断してから一定期間を経過し、実質的に廃止しているにもかかわらず第18条の規定による廃止の届出をしていなかった場合には、この条例の罰則の対象となるが、許可はなおも有効であることから、そのような場合には、当該許可を取り消すことができることとしたものである。

2 第2項について、各号の内容は以下のとおりである。

第1号 許可条件違反

第2号 無許可変更

第3号 管理責任者設置義務・標識の掲示等義務・土砂等管理台帳の作成等義務違反

上記の規定に該当する場合には、土砂等の盛土等の停止の対象となる。停止の期間については、当該命令の原因である違反状態を改善するために要する期間を個別具体的に判断し決定するものとする。

3 第3項について、第8条の許可を受けた者が当該許可を取り消された場合においても、盛土等区域の安全を確保する必要があることから、許可を取り消された事業者に対しても、この条例の目的を達成するため、この規定に基づき災害発生を防止するための措置を講じる義務があることを明示したものである。

(土砂等管理台帳等の保存)

第 24 条 第 8 条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等について、第 18 条第 2 項の規定による通知を受けた日又は当該許可の取消しの日いずれか早い日から 5 年を経過する日までの間、当該許可に係る土砂等管理台帳及びこの条例に基づいて知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

本条は、土砂等の盛土等が終了してからも、施工の状況等を明確にするために、一定期間の関係図書の保存義務を定めたものである。

土砂等の盛土等の終了時点では把握できなかった事由を原因として、事前に予測することが困難な土砂等の崩落等による災害が発生するおそれがないとはいえない。

そのため、土砂等の盛土等の終了後に、土砂等の崩落等による災害が生じ、又は生じるおそれが認められた場合に、その原因を究明するため及び土砂等の盛土等の状況を確認するため、当時の関係資料を調査する必要があることから、土砂等の盛土等が終了しても、一定期間、関係図書を保存することを義務付けるものである。

(土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認)

第 25 条 第 9 条 (第 19 条第 3 項及び第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。) の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第 9 条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第 8 条の許可又は変更の許可の内容 (第 9 条の同意をした場合におけるものに限る。次条第 1 項第 1 号において同じ。) と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土地の所有者に対する勧告及び命令)

第 26 条 知事は、第 22 条 (第 2 項を除く。) の規定による命令 (土砂等の盛土等の停止の命令を除く。) をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第 9 条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第 1 項の規定による確認を怠った者 (当該確認を行うべき時期において、第 8 条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第 2 項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認)

規則第 17 条 条例第 25 条第 1 項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも 3 月に 1 回、行わなければならない。

(1) 当該施工の状況が条例第 9 条 (条例第 19 条第 3 項及び条例第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第 25 条第 1 項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

本条は、土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認及び土地の所有者に対する勧告・命令について規定したものである。

1 条例第9条の同意をした土地の所有者は少なくとも3月に1回、土砂等の盛土等の形状や高さ、位置等を確認し、同意の際に受けた説明と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを把握したときは以下の事項を実施する必要がある。

(1) 直ちに土砂等の盛土等を行っている者に対して、土砂等の盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずるよう求める

(2) 速やかに県へ報告する

また、第9条の同意をした盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは速やかに県へ報告する必要がある。

2 上記の確認・報告を怠った場合で、土砂等の盛土等を行っている者が条例第22条（第2項を除く。）の命令に係る措置を期限までに講じない場合は、県は条例第9条の同意をした土地の所有者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができることとし、当該勧告に従わない場合であってその土地所有者に勧告した内容を講じさせることが相当と認めるときは、その必要な措置を講ずるよう命令することができることとしている。

第3章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第27条 知事は、盛土等区域（土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等が行われるものを除く。）において土砂等の盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、第1項に規定する土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、同項に規定する指定の事由が引き続き存すると認められるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)

規則第18条 条例第27条第2項（条例第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県報に登載して行うものとする。

(1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由

(2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積（身分証明書）

規則第19条 条例第27条第7項（条例第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

本条は、土砂等の盛土等による崩落等の災害の発生のおそれがある盛土等区域について、土砂等の搬入を防止するために、土砂等搬入禁止区域に指定することを定めたものである。

不適正な土砂等の盛土等が行われている場合には、行政指導や各種命令等の行政処分によって対応することとなるが、行為者が指導等に応じずに土砂等の盛土等が継続された場合には、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれが生じ、周辺住民の生活の安全が脅かされることとなる。

そこで、災害の発生を未然に防止し、周辺住民の生活の安全を確保するため、盛土等区域において土砂等の搬入を禁止する必要があると認められる場合には、土砂等搬入禁止区域を指定し、当該盛土等区域に土砂等を搬入する者に対しても規制をすることができるようにしたものである。

なお、当該指定は許可を受けた者による土砂等の盛土等に係る区域のみならず、無許可で盛土等を行っている区域についても指定することができる。

- 1 第1項及び第4項について、本条の規定の目的である県民の生活の安全確保と、当該規定により制限される土地の利用に係る私権を比較衡量し、無期限に禁止するのではなく、指定期間を最長6か月とする。ただし、指定期間経過後も人の生命、身体又は財産を害するおそれがなお認められる場合には第4項の規定により再度指定することができることとしている。
- 2 第27条に規定する「人の生命、身体又は財産を害するおそれ」については、それぞれのケースにより異なるため一律に基準を設けることは難しいことから、土砂等の盛土等が行われている地形、周辺の人家等の状況、道路への近接性、公共物、その他動産・不動産の有無、土砂等の盛土等の状況等を勘案して総合的に判断するものとする。また、この条例の目的である「災害の発生の防止」に鑑み、盛土等区域の内外を問わず判断するものである。
- 3 第1項及び第4項について、第1項の規定により土砂等搬入禁止区域の指定をする場合には、人の生命、身体又は財産を害するおそれが現に生じており、緊急性が認められるため、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴くことを不要としているが、第4項の規定により継続して土砂等搬入禁止区域に指定する場合には、当該市町村長の意見を聴く必要がある。
- 4 第2項について、土砂等搬入禁止区域の指定は、当該区域で土砂等の盛土等を行った者のみならず、当該盛土等区域の周辺の住民や当該区域に土砂等を搬入する者など不特定多数の者に対しても周知する必要があることから、当該指定については県が公示することとする。
- 5 第5項から第7項までについて、本条の規定による土砂等搬入禁止区域の指定のために行う立ち入り等は、その土地の所有者の権利を侵害するおそれのある行為であることから、県の担当者は身分証明書を携帯し、提示を求められた場合にはこれを提示しなければならないこととしている。

なお、身分証明書の携帯は、第30条の規定に基づく立入検査についても準用している。

(土砂等の搬入の禁止)

第 28 条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。ただし、災害の発生を防止するために必要な措置であると知事が認めるときは、この限りでない。

本条は、土砂等搬入禁止区域に指定された土地への土砂等の搬入を禁止することを定めたものである。

土砂等搬入禁止区域には原則として土砂等の搬入は認められないが、人の生命、身体又は財産を害するおそれを取り除くために土砂等の搬入が必要な場合には、例外的にこれを認める。例えば、土砂等搬入禁止区域内の土砂を区域外に搬出する運搬車両のための搬入路の設置に使用する土砂等の搬入等が挙げられる。その場合には、既に人の生命、身体又は財産を害するおそれのある区域への土砂等の搬入であり危険性が高いことから、県の指導監督下で適正に行われる必要がある。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第 29 条 知事は、土砂等搬入禁止区域について第 27 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第 27 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

本条は、人の生命、身体又は財産を害するおそれが解消されたと判断できる場合には、指定期間の終期到来を待たずに当該指定を解除することを定めたものである。

この条例の目的である県民の安全の確保が達成されていながら、なおも土砂等搬入禁止区域の指定を解除しないことは、当該区域の土地の利用に係る私権を不当に侵害することになるため、この条例の目的が達成されたときには速やかに当該指定を解除することとしたものである。

第4章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の盛土等を行う者、土砂等が発生させる者、盛土等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該土砂等の盛土等に係る施工の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の盛土等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の盛土等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第27条第7項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

本条は、土砂等の盛土等に関わる者に対し報告を徴収すること及び土砂等の盛土等の実態を把握するために、関係のある場所へ立入検査を行うことについて定めたものである。

1 この条例に違反又は違反の疑いのある行為について、その態様を明らかにするために、関係者に対し報告を義務付けるものである。

報告の徴収の相手方は許可の対象であるか否かにかかわらず、全ての土砂等の盛土等に関わる者が対象となるものであり、「土砂等の盛土等を行う者」には、盛土等を完了した者も含まれる。

虚偽の報告や報告の拒否をした場合及び本条の規定による立入検査等に対し、立ち入り若しくは収去を拒否し、又は質問に対して拒否若しくは虚偽の報告をした場合には、罰則の対象となる。

2 本条の規定による立入検査は、行政処分を行うことを目的とする場合だけでなく、土砂等の盛土等を適正に行うことについて指導監督を行うことを目的とする場合にも行うことができるものである。

立入検査では、物件を押収することはできない。資料等を入手する必要がある場合は、第1項による報告の徴収によるか、相手方の任意の協力に基づき提出させることになる。

また、県の担当者が立入検査等を行う場合は、身分証明書を携帯していなければならない。

3 本条の規定による報告徴収及び立入検査は、徴収の相手方の権利を制限するものであることから、条例の施行に必要な限度においてのみ行うことが許されるものである。

(公表)

第 31 条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し（以下この項において「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令等の内容を公表することができる。

2 知事は、第 28 条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

規則第 20 条 条例第 31 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第 28 条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 条例第 28 条違反の事実

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第 31 条第 3 項の意見の陳述は、次に掲げる事項を記載した書面で行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 土砂等搬入禁止区域の位置

(3) 土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した時期

(4) 条例第 28 条の規定に違反して土砂等を搬入した理由

本条は、この条例の規定に基づく行政処分及び土砂等搬入禁止区域への土砂等の搬入を行った者を公表することについて定めたものである。

行政処分を受けた者に対する制裁を目的とした規定ではなく、行政処分後にも不適正に土砂等の盛土等が行われることを防止することを目的としている。

公表に際しては、長野県情報公開条例及び長野県個人情報保護条例に十分に配慮して行わなければならない。

第 1 項の規定による公表については、長野県行政手続条例により行政処分の際に当該行政処分を受ける者に対し聴聞の機会が付与されているが、第 2 項の規定による公表の場合には、土砂等を搬入したものに対し聴聞の機会が用意されていないため、聴聞手続に代わる手続として第 3 項を規定したものである。

(許可等に関する意見聴取等)

第 32 条 知事は、第 8 条の許可、変更の許可又は譲受けの許可をしようとするときは、第 13 条第 1 項第 1 号のキからケまでのいずれかに該当する事由（同号のキからケまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号のキに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

2 知事は、第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分をしようとするときは、第 13 条第 1 項第 1 号のキからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

3 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係市町村その他関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

本条は、この条例の規定に基づく事務を行う上での関係機関への意見聴取等について定めたものである。

県は、許可の申請がされた際、条例第 13 条に規定する欠格要件の有無について、警察本部長に意見を聴くこととしている。

また、条例第 23 条に規定する許可の取消し又は停止命令の処分をしようとするときについても、同様に意見を聴くことができることとしている。

(手数料)

第 33 条 第 8 条の許可を受けようとする者は、手数料 5 万 5、000 円を納めなければならない。

2 変更の許可を受けようとする者は、手数料 3 万 4、000 円を納めなければならない。

3 譲受けの許可を受けようとする者は、手数料 3 万 4、000 円を納めなければならない。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

本条は、許可の申請に係る手数料の徴収について定めたものである。

手数料は、その事務量に応じて定めており、長野県収入証紙で徴収するものとする。

(市町村の条例との関係)

第 34 条 土砂等の盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく土砂等の崩落等による災害の発生の防止と同等以上の効果が図られるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の規定を適用しない。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において現に第 8 条、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により許可を受けて行われている土砂等の盛土等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(条例の適用除外の公示)

規則第 21 条 条例第 34 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載して行うものとする。

- (1) 条例の適用を除外する市町村の名称
- (2) 条例の適用を除外する年月日

県内市町村が土砂等の盛土等に関し、この条例の目的の達成と同等以上の条例を制定する場合には当該市町村の条例を優先することを定めたものである。

1 この条例は、県内一律の基準で土砂等の盛土等の規制を行うものであるが、県内各市町村における地域的な特性を勘案し、各市町村が同種の条例を制定した場合には、各市町村で定めた条例の方がより地域の事情に即した内容であると考えられることから、当該条例を優先して適用することとしている。

県内市町村が制定する条例とこの条例の間で、許可の対象とする土砂等の盛土等が行われる土地の面積や高さが異なる場合には、市町村が制定する条例の対象とならない土砂等の盛土等については、この条例を適用することとなる。

2 なおこの条例の公布時において、県内では信濃町において「信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」を制定しているが、規制の対象となる盛土等の規模や盛土等を行う際に適合しなければならない技術的基準が異なるため、双方の条例をそれぞれ遵守する必要がある。

(補則)

第 35 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

規則第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反して、土砂等の盛土等を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けた者
- (3) 第22条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者
- (2) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第28条の規定に違反して、土砂等の搬入をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定に違反して、同項の土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (2) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (4) 第30条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第19条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第24条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

本条は、この条例の規定に違反したときの罰則について定めたものである。

各条項の内容については下表のとおりである。

また、この条例では両罰規定を設けている。

対象行為内容	罰則条項	罰則内容
<ul style="list-style-type: none"> ・無許可盛土等(第8条) ・無許可変更(第19条) ・無許可譲受け(第20条) ・許可不正取得 (第8条、第19条、第20条) ・措置命令違反 (第22条第1項、第2項) 	第36条第1号 〃 〃 第36条第2号 第36条第3号	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・措置命令違反 (第22条第3項、第4項) ・停止命令違反(第23条) 	第37条第1号 第37条第2号	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者に対する措置命令違反 (第26条) ・土砂搬入禁止区域への土砂搬入 (第28条) 	第38条第1号 第38条第2号	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂管理台帳作成義務違反(第17条) ・使用土砂量報告義務違反(第17条) ・報告拒否、虚偽報告(第30条) ・立入検査拒否、妨害、忌避及び答弁拒否、 虚偽答弁(第30条) 	第39条第1号 第39条第2号 第39条第3号 第39条第4号	50万円以下の罰金
<ul style="list-style-type: none"> ・完了届出義務違反(第18条) ・軽微変更届出義務違反(第19条) ・関係図書保存義務違反(第24条) 	第40条第1号 〃 第40条第2号	30万円以下の罰金

条例第 22 条に規定する措置命令の内容は次の 4 種に分類される。

- ①災害の発生を防止するための緊急性があるときの命令
- ②無許可盛土等に対する命令
- ③完了又は取消し後の許可基準違反に対する命令
- ④施工中の許可基準違反に対する命令

このうち①及び②については緊急性及び悪質性の程度が高いため、これらの命令に違反した際の罰則については③及び④と比較して重いものとしている。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の盛土等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6月間（当該期間内に第13条の規定による不許可の処分又は第23条第1項の規定による第8条の許可の取消しの処分があったときは、これらの処分があった日までの間）は、第8条の規定にかかわらず、引き続き土砂等の盛土等を行うことができる。その者がその期間内に同条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

本条は、この条例の経過措置について定めたものである。

この条例が施行される令和5年1月1日以降に無許可で土砂等の盛土等を行った場合には罰則の対象となるが、現に土砂等の盛土等を行っている者については、この条例の施行日までに現に行っている土砂等の盛土等を条例で規定する許可基準に適合させ、かつ許可を申請し、許可を受けることができなかつた場合に罰則を適用するという不利益を与えることは不合理であることから、経過措置を設けることとした。

現に土砂等の盛土等を行っている者は、この条例の施行日から起算して6か月（令和5年6月30日まで）の間は、許可を受けていなくても引き続き土砂等の盛土等を行うことができる。当該期間中に土砂等の盛土等が完了する場合には許可の取得を要しないが、当該期間を経過した後も土砂等の盛土等を継続する場合には、当該期間の間に許可の申請をする必要があり、当該期間を経過した後も許可の申請を行わず土砂等の盛土等を行った場合には、無許可の土砂等の盛土等として罰則の対象となる。当該期間中に許可の申請をしていれば、当該期間を経過した後であっても、その申請に対する許可又は不許可の処分があるまでは継続して土砂等の盛土等を行うことができる。

なお、経過措置期間内に不許可又は許可の取消しの処分を受けた場合には、その時点で本条の規定は適用されなくなり、許可を受けずに土砂等の盛土を行うことはできなくなる。